



島根県報

平成21年6月30日（火）

第2,098号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県営土地改良事業計画の変更	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定（5件）	（森 林 整 備 課）	2
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	4
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	5

【特定調達公告】

空港用除雪トラック調達に係る一般競争入札の実施	（港 湾 空 港 課）	5
-------------------------	-------------	---

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程		7
-----------------------------	--	---

【公安規則】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の 指定に関する規則	（警 察 本 部）	8
島根県警備業法施行細則の一部を改正する規則	（ " ）	9

【公安告示】

交通誘導警備業務2級検定の実施	（ " ）	10
-----------------	-------------------	----

【正 誤】

平成21年3月31日付け島根県報号外第65号中	（総 務 課）	12
平成21年6月12日付け島根県報第2,093号中	（農 村 整 備 課）	12

告 示**島根県告示第492号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、室谷地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成21年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
室谷地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）
変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
浜田市役所

島根県告示第493号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
浜田市弥栄町三里イ2-4、イ323-4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第494号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市河内町1904・1904-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1904-2、3144・3145-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3145-2、3146（次の図に示す部分に限る。）、3146続1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第495号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年6月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市相生町2325、2326、2326内1、3086、3087-3、3088、3094

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第496号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年6月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ138、イ139、イ1092-1、イ1092-4、イ1092-5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第497号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町大久加伊野谷1から3まで、9、10、11-1、大久奥カキノ谷1から11まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第498号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

大田市静間町218-13 山内雪久

〃 219-17 月森元市

〃 188-20 月森廣次

(2) 加入区

和江加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第499号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年6月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
安来市	平成19年度～20年度	27枚	1冊	東比田8	平成21年6月19日

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年6月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

空港用除雪トラック 4台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性質等に関し、入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期限

平成21年11月27日

(4) 納入場所

島根県簸川郡斐川町大字沖洲2633-1 島根県出雲空港管理事務所 3台

島根県益田市内田町イ597 島根県益田県土整備事務所石見空港管理所 1台

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の製造の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査申請をした者であって、入札に参加する者に必要な資格があると知事の承認を受け、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿（5(1)車輛類）に登録されたものであること。

ウ 空港用除雪トラック調達に係る物件（以下「調達物件」という。）の提案をした者であって当該提案について要求仕様を満たすものであると開札の日の前日までに知事の承認を受けたものであること。

(2) 入札の参加を希望する者は、調達物件の提案を記載した書類（以下「調達物件提案書」という。）を提出し、調達物件提案書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期間

原則として平成21年7月10日から平成21年7月24日までとする（土日及び祝日を除く。）。ただし、平成21年7月27日から平成21年8月7日までの期間内に提出することを妨げるものではない。

イ 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（郵送による場合も平成21年7月24日午後4時までに到着していること。）

ウ 提出場所及び提出方法

3(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送により提出するものとする。

エ 承認審査の打ち切り

アのただし書に規定する期間内に調達物件提案書を提出した場合において開札の日の前日までに審査を終了することができないときは、審査を打ち切るものとする。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課

電話 0852-22-5934 ファクシミリ 0852-31-6247

(2) 入札説明書の交付方法

平成21年6月30日から平成21年7月24日までの間、交付場所において交付するものとする。

(3) 入札書の受領期限及び場所

ア 期限 平成21年8月10日午後2時（郵便又は信書便による入札にあつては、正午までに到着していること。）

イ 場所 平成21年8月10日正午までは(1)に掲げる場所とし、それ以降は(4)イに掲げる場所とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年8月10日（月）午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第5会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札書の提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合

は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

調達物件提案書により本公告に示した調達内容を履行できると知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

(9) 入札の取り止め

6月議会において本公告に示した契約に係る予算の議決がなされない場合は、当該入札は行わない。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 4 Airport Snowplows

(2) Desired Date of Delivery : November 27, 2009

(3) Place of Delivery :

3 Snowplows to Izumo Airport Administration Office and 1 to Iwami Airport Administration Office,
Shimane Prefecture

(4) Deadline of Tender :

2 : 00 p.m. on August 10, 2009

(applications by mail must be received by the prefectural office by noon on August 10, 2009)

(5) Please tender all information to :

Harbor and Airport Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government 8 Tonomachi,
Matsue-shi Shimane-ken, 690-8501 Japan

Phone number 0852-22-5934 Fax number 0852-31-6247

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第11号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成21年 6 月 30 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第19条第1項に次の1号を加える。

(4) 総合周産期母子医療センターの当直勤務を行う医師の資格を有する職員又は麻酔科医が救急の分娩業務に従事したとき。

第19条第2項に次の1号を加える。

- (4) 前項第4号の職員 1件につき5,000円（診療報酬にハイリスク分娩管理加算を算定した場合における産婦人科医にあつては10,000円）

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成21年6月30日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2に規定する医師の指定（以下「医師の指定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(医師の指定)

第2条 医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

2 医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。

(指定の解除)

第3条 公安委員会は、必要があると認めるときは、前条第2項に規定する期間の満了前に医師の指定を解除することができる。

(公示)

第4条 公安委員会は、医師の指定（再指定を含む。）を行ったときは、当該医師の氏名並びに勤務する病院の名称及び所在地を公示するものとする。医師の指定を解除したとき、又は公示した事項の全部若しくは一部に変更があったときも、同様とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、医師の指定に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

2 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の部第41条第2項の項の次に次のように加える。

第41条の2	医師の指定
--------	-------

別表少年指導委員規則の部の次に次のように加える。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規	第4条	医師の指定等の公示
---------------------------------	-----	-----------

定する医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第11号）		
-------------------------------------	--	--

島根県警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 6 月30日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第12号

島根県警備業法施行細則の一部を改正する規則

島根県警備業法施行細則（昭和58年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「、」に改め、「基準等」の次に「並びに法第51条の規定に基づく医師の指定（以下「医師の指定」という。）」を加える。

第2条を次のように改める。

（護身用具の携帯の禁止）

第2条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部分がないものに限る。）以外のものとする。

- (1) 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）
- (2) 警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）
- (3) さすまた
- (4) 非金属製の盾
- (5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第3条の見出し中「警戒杖」を「警戒じょう」に、「楯」を「盾」に改め、同条第1項中「においては」を削り、「警戒杖」を「警戒じょう」に改め、同条第2項中「警戒杖」を「警戒じょう」に改め、同条第3項を削る。

第4条中「公安委員会」を「島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」に、「別表」を「別表第3」に改める。

本則に次の3条を加える。

（医師の指定等）

第6条 医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

2 医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。

3 公安委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する期間の満了前に医師の指定を解除することができる。

（医師の指定等の公示）

第7条 公安委員会は、医師の指定（再指定を含む。）を行ったときは、当該医師の氏名並びに勤務する病院の名称及び所在地を公示するものとする。医師の指定を解除したとき、又は公示した事項の全部若しくは一部に変更があったときも、同様とする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

別表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1 (第2条関係)

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表第2 (第2条関係)

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県警備業法施行細則第2条第2号ただし書に規定する警戒棒又は警戒杖として警備業者及び警備員の携帯に供されているもののうち、この規則による改正後の島根県警備業法施行細則(以下この項において「新規則」という。)第2条第1号又は第2号の警戒棒又は警戒杖のように該当しないものについては、新規則第2条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して10年間は、引き続き携帯することができる。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

- 3 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表警備業法の部第50条第2項の項の次に次のように加える。

第51条	医師の指定
------	-------

別表島根県警備業法施行細則の部第4条の項の次に次のように加える。

第7条	医師の指定等の公示
-----	-----------

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第68号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により告示する。

平成21年6月30日

島根県公安委員会委員長 山下裕國

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務2級

2 検定実施日時

(1) 学科試験

平成21年 9 月29日 (火) 午前 9 時から午前11時まで

(2) 実技試験

平成21年10月21日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで

3 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

4 受検定員

30人

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

(1) 島根県内に住所を有する者

(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成21年 8 月17日 (月) から同月28日 (金) まで (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 8 時30分から午後 5 時まで。ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書 (検定規則別記様式第 1 号) 1 通

イ 添付書類

(ア) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

(イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

(ロ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

- (1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。
- (2) 検定当日は、午前9時から同9時20分までを受付時間とする。

9 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3491、3493）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

正 誤

平成21年3月31日付け島根県報号外第65号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
13	上から1	、第28号様式その1表面及び	及び

平成21年6月12日付け島根県報第2,093号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から17	鳥林 哲夫	島林 哲夫